

2026年3月号  
(2026年3月18日発行)

大阪:〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4  
e-mail:[info@senshu-sr.com](mailto:info@senshu-sr.com)  
HP:<https://senshu-sr.com>

## 泉州経営協会 静社労士事務所便り

3月、4月は保険料率変更が重なる時期です。特に2026年4月から子ども・子育て支援金の新設され、給与や賞与の計算に注意が必要です。今回は労働保険や社会保険の保険料率についてご紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

### ◆労災保険料率

現行の保険料率と変更ありません。

厚生労働省:令和8年度 労災保険料率

<[https://www.mhlw.go.jp/content/roumuheritu\\_r05.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/roumuheritu_r05.pdf)>

### ◆雇用保険料率

2026年4月から雇用保険料率が改定されます。**一般の事業の労働者負担分は、5.5/1000 から5/1000へ引き下げ**となります。

厚生労働省:令和8年度 雇用保険料率

<<https://www.mhlw.go.jp/content/001672589.pdf>>

### ◆健康保険料率、介護保険料率、子ども・子育て支援金率

2026年3月分から全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率と介護保険料率が改定されます。一部の都道府県の健康保険料率(介護保険料除く)につきましては、下表のとおりご案内いたします。

都道府県	～2026.2	2026.3～	差異
大阪府	10.24%	10.13%	-0.11%
東京都	9.91%	9.85%	-0.06%
熊本県	10.12%	10.08%	-0.04%
兵庫県	10.16%	10.12%	-0.04%

介護保険料率は、～2026.2の1.59%から2026.3～は1.62%になります。

2026年4月分から新設される子ども・子育て支援金について、全国健康保険協会（協会けんぽ）は支援金率0.23%で、健康保険の標準報酬月額×支援金率を労使折半負担になります。

全国健康保険協会 都道府県毎の健康保険・厚生年金保険の保険料額表:

<[https://www.kyoukaikenpo.or.jp/about/business/insurance\\_rate/premium\\_prefectures/](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/about/business/insurance_rate/premium_prefectures/)>

### ◆給与・賞与の保険料計算の実際

下記の例で給与・賞与の保険料計算の実際を確認してみましょう。

- ・【会社】給与締日:毎月 20 日、給与支払日:毎月末日、保険者:協会けんぽ大阪支部  
事業の種類:小売業(雇用保険:一般の事業)
- ・【正社員 A】年齢:45 歳、基本給:860,000 円 標準報酬月額:残業等なしとし、基本給に対する額と仮定  
賞与:500,000 円

#### ○給与 (保険料等:本人負担分、社会保険料徴収月:翌月)

支給日	雇用保険料	健康保険料(介護保険料含む)	厚生年金保険料	子ども・子育て支援金
2026年3月31日	860,000円×0.55%=4,730円	880,000円×5.915%=52,052円	650,000円×9.15%=59,475円	—
2026年4月30日	860,000円×0.50%=4,300円	880,000円×5.875%=51,700円	650,000円×9.15%=59,475円	—
2026年5月31日	860,000円×0.50%=4,300円	880,000円×5.875%=51,700円	650,000円×9.15%=59,475円	880,000円×0.115%=1,012円

#### ○給与 (保険料等:本人負担分、社会保険料徴収月:当月)

支給日	雇用保険料	健康保険料(介護保険料含む)	厚生年金保険料	子ども・子育て支援金
2026年3月31日	860,000円×0.55%=4,730円	880,000円×5.875%=51,700円	650,000円×9.15%=59,475円	—
2026年4月30日	860,000円×0.50%=4,300円	880,000円×5.875%=51,700円	650,000円×9.15%=59,475円	880,000円×0.115%=1,012円
2026年5月31日	860,000円×0.50%=4,300円	880,000円×5.875%=51,700円	650,000円×9.15%=59,475円	880,000円×0.115%=1,012円

#### ○賞与 (保険料等:本人負担分)

支給日	雇用保険料	健康保険料(介護保険料含む)	厚生年金保険料	子ども・子育て支援金
2026年3月31日	500,000円×0.55%=2,750円	500,000円×5.875%=29,375円	500,000円×9.15%=45,750円	—
2026年4月30日	500,000円×0.50%=2,500円	500,000円×5.875%=29,375円	500,000円×9.15%=45,750円	500,000円×0.115%=575円
2026年5月31日	500,000円×0.50%=2,500円	500,000円×5.875%=29,375円	500,000円×9.15%=45,750円	500,000円×0.115%=575円

- ・雇用保険料(4 月から変更):給与は 4 月 1 日以降に最初に到来する「**締日**」から変更になります。  
給与:4 月 20 日締め ⇒ 4 月に締日があるため、4 月末日支払いから変更になります。  
賞与:雇用保険料率は 4 月から変更のため、4 月 1 日以降の「**支払日**」から変更になります。

- ・健康保険料(3 月分から変更):社会保険の徴収月が「翌月」か「当月」かによります。  
給与:「翌月」であれば、3 月分の社会保険料 ⇒ 翌月の 4 月末日支払いから変更になります。  
給与:「当月」であれば、3 月分の社会保険料 ⇒ 当月の 3 月末日支払いから変更になります。  
賞与:健康保険料率は 3 月から変更のため、3 月 1 日以降の「**支払日**」から変更になります。

- ・子ども・子育て支援金(4 月分から変更):社会保険の徴収月が「翌月」か「当月」かによります。  
給与:「翌月」であれば、4 月分の社会保険料 ⇒ 翌月の 5 月末日支払いから変更になります。  
給与:「当月」であれば、4 月分の社会保険料 ⇒ 当月の 4 月末日支払いから変更になります。  
賞与:子ども・子育て支援金は 4 月から変更のため、4 月 1 日以降の「**支払日**」から変更になります。

#### ・「子ども・子育て支援金」と「子ども・子育て拠出金」の違い

- 子ども・子育て支援金:健康保険の標準報酬月額×支援金率 0.23%を**労使折半負担**となります。
- 子ども・子育て拠出金:厚生年金保険の標準報酬月額×拠出金率 0.36%を**全額事業主負担**となります。